

第2章

共済組合の年金制度（一般組合員向け）

1	年金の概要	19
2	老齢給付	21
	（1）老齢厚生年金（経過的職域加算額含む。）	21
	ア 本来支給の老齢厚生年金	21
	イ 特別支給の老齢厚生年金	22
	ウ 特別支給の老齢厚生年金の特例	22
	（ア）障害者特例	22
	（イ）長期加入者の特例	23
	（ウ）特別支給の老齢厚生年金の特例の年金額	23
	（2）老齢厚生年金の繰上げ支給	24
	（3）老齢厚生年金の繰下げ支給	25
3	障害給付	27
	（1）障害厚生（共済）年金	27
	（2）障害手当金（一時金）	28
4	遺族給付	29
	（1）遺族厚生年金	29
	（2）遺族厚生（共済）年金の転給制度の廃止	29
5	年金払い退職給付（退職等年金給付）	30
	（1）退職年金	30
	ア 終身退職年金	30
	イ 有期退職年金	30
	ウ 退職年金の支給の繰上げ	31
	エ 退職年金の支給の繰下げ	31
	オ 受給権者が死亡したとき	31
	（2）公務障害年金	31
	（3）公務遺族年金	31
6	年金の支給	32

7	年金額の支給調整（老齢厚生年金）	33
	（1）年金受給者が在職中（公務員、会社員等）の場合の支給停止	33
	（2）雇用保険の給付を受ける方の調整	33
	ア 失業給付の基本手当	33
	イ 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金）	33
8	年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算	34
9	退職後の年金制度への加入	35
10	離婚時の年金分割制度	36
	（1）合意分割	36
	（2）第3号被保険者期間の分割	36
11	ワンストップサービス	37
	（1）年金相談	37
	（2）年金情報（ねんきん定期便）の提供	37
	（3）年金請求の受付手続	37
	（4）年金受給権者の届出手続	37
12	年金額等のお知らせ	38
	（1）年金見込額	38
	ア ねんきん定期便	38
	イ インターネット	38
	（2）「年金払い退職給付」の積立額を確認できます	38
13	年金待機者登録の手続の流れ	39
14	年金に関する手続の流れ	42
	（1）老齢厚生年金	42
	（2）障害厚生（共済）年金	44
	（3）遺族厚生（共済）年金	45
	（4）年金払い退職給付	45
15	年金受給者の退職時の手続の流れ（退職改定について）	46
16	年金受給後に手続が必要となる場合	48
	（1）住所、氏名または金融機関の変更をするとき	48
	（2）再就職したとき（議員になったときも含む。）	48
	（3）年金受給者に一身上の異動があったとき	49
	（4）年金証書をなくしたとき	49
17	2つ以上の年金受給権を有する場合（年金受給の選択）の手続	50

共済組合の年金制度

1 年金の概要

・長期給付とは

組合員および遺族に対して行われる年金の決定・支給のことです。

組合員の老後や、在職中の病気やけがにより障害の状態になった場合の生活、不幸にも死亡した場合の遺族の生活を支えるために、共済組合等から年金が支給されます。

・公的年金制度

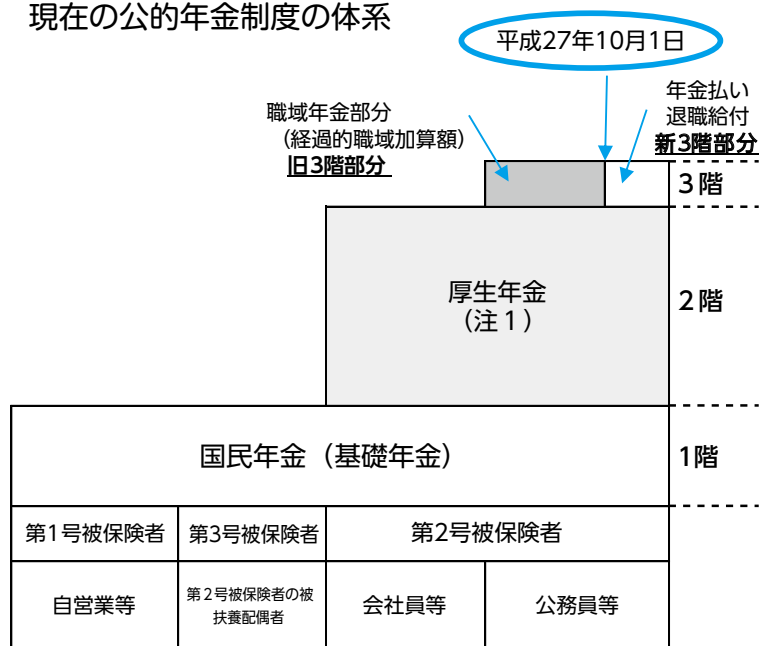
昭和61年の改正により、全国民（20歳～60歳まで）が国民年金（基礎年金）に加入することとなり、組合員とその被扶養配偶者（第3号被保険者）にも適用しています。

組合員は、国民年金（基礎年金）と共済年金の二重加入しているとみなし、基礎年金相当部分（1階部分）の国民年金、厚生年金相当部分（2階部分）と職域年金相当部分（旧3階部分）の共済年金を受け取るようになっていました。

共済年金は平成27年10月1日（以下、施行日）以降、「被用者年金一元化」により、共済年金のうち厚生年金部分（2階部分）の年金は、「厚生年金保険」に統一されました。

なお、この一元化に伴い職域年金相当部分の年金（以下「経過的職域加算額」）が廃止され、新たな年金制度「退職等年金給付（以下「年金払い退職給付」）」（新3階部分）が設けられました。

現在の公的年金制度の体系



（注1）

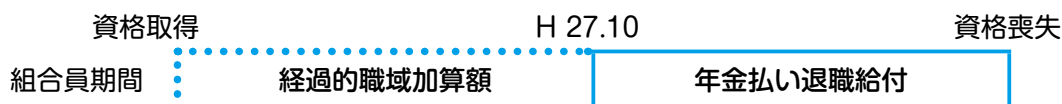
被用者年金一元化後、厚生年金の被保険者（加入者）は下記の4通りに区分され、それぞれの実施機関が各被保険者期間について厚生年金を決定および支給します。

公立学校共済組合員は（3）となります。

- （1）一般厚年被保険者
民間会社員
- （2）国共済厚年被保険者
国家公務員
- （3）地共済厚年被保険者
地方公務員
- （4）私学共済厚年被保険者
私立学校教職員

〔職域年金部分の額（経過的職域加算額）および年金払い退職給付の概要〕

平成27年9月以前に受給権が発生した共済年金には、公務員制度の一環として「職域年金部分の額」が加算されていましたが、厚生年金には同様の加算がないため、経過的職域加算額と年金払い退職給付が共済組合から支給されます。



・長期給付の種類

給付の種類	共済組合の年金	国民年金
老齢給付	老齢厚生年金（経過的職域加算額）	老齢基礎年金
年金払い退職給付 （退職等年金給付）	退職年金（終身退職年金・有期退職年金） 公務障害年金 公務遺族年金	
障害給付	障害厚生年金（公務上・公務外） 障害手当金	障害基礎年金
遺族給付	遺族厚生年金（公務上・公務外）	遺族基礎年金

・年金の併給調整

公的年金制度は「1人1年金」が原則です。年金受給権が複数ある場合は「年金受給選択申出書」を提出していただきます。（選択替え可能）

・年金額の算出基礎

組合員期間 ————— 加入していた月数

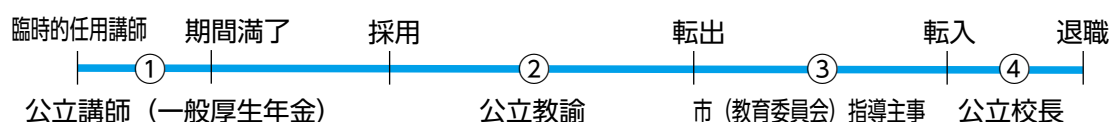
算出基礎

- （1） 昭和56年4月1日～平成15年3月31日までの組合員期間に係る平均給料月額
- （2） 平成15年4月1日～平成27年9月30日までの組合員期間に係る平均給与月額（期末手当等含む）
- （3） 平成27年10月1日以降の組合員期間に係る平均標準報酬額（標準期末手当等含む）

組合員期間に応じて、上記（1）～（3）で算出した年金額を合計して支給することとなります。また、（1）（2）の組合員期間を有する方には、厚生年金部分と同時に、経過措置として職域年金部分も併せて計算されます。

なお、年金払い退職給付は、公務員独自の年金制度となりますので、別個の年金として計算されます。

・年金支給



公務員として勤務した年金は、退職した時の所属していた共済組合から支給します。（②+③+④）

ワンストップサービス（P37 参照）により他の実施機関の請求受付をどの窓口でも行えますので、講師として加入していた一般厚生年金被保険者期間（①）の請求も同時に行うことができます。（現職組合員は、原則和歌山支部へ請求書を提出してください。）

ただし、決定（裁定）、支給は各実施機関で行います。

・年金の請求

年金は、自動給付ではありません。請求書等一件書類を実施機関に提出してください。時効は給付事由が生じた日から5年です。

2 老齢給付

(1) 老齢厚生年金（経過職域加算額含む。）

老齢厚生年金は、退職後の所得を保障するために支給される年金です。（そのうち一定の要件を満たした方が 60 ～ 64 歳で受給できるものを特別支給の老齢厚生年金といいます。）

ア 本来支給の老齢厚生年金

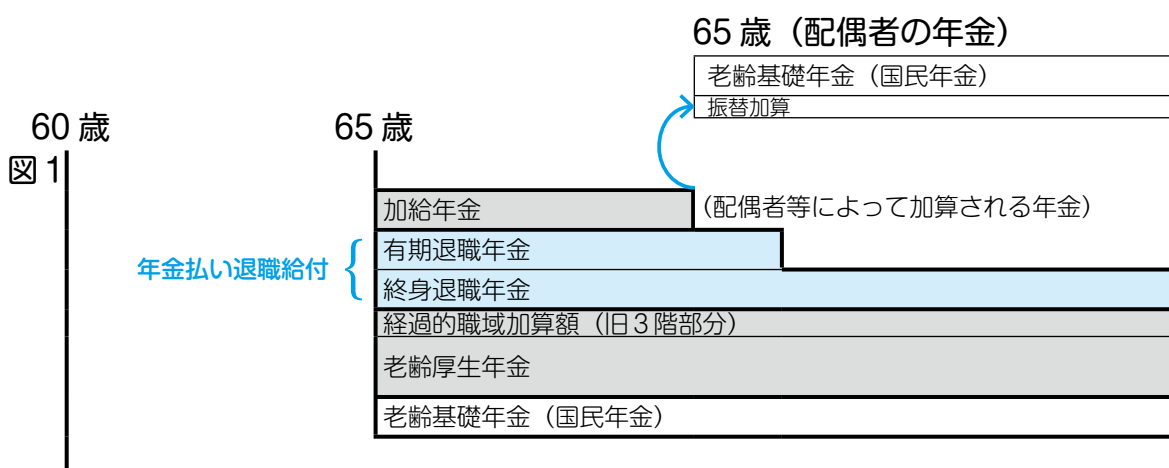
本来、年金は 65 歳から受給することができ、その部分を老齢厚生年金といいます。

・支給要件

- a 65 歳以上であること
- b 厚生年金被保険者期間があること（P19 参照）
- c 受給資格期間が 10 年以上であること（※ 1 参照）

※ 1 厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）を合算した期間をいいます。

法改正のため平成 29 年 8 月より、「25 年以上」から「10 年以上」に短縮されました。



が老齢厚生年金に該当する部分になります。

が新 3 階部分になり、施行日以降に加入した期間が支給されます。

は日本年金機構から支給されます。

図 1 の場合、年金制度加入期間が共済組合のみの方の年金証書は、「老齢厚生年金」「退職共済年金（経過職域加算額）」「年金払い退職給付」「老齢基礎年金」の 4 種類です。

加給年金（配偶者または子の年金）

加給年金とは厚生年金被保険者期間が 20 年以上である者が満額支給の年金を受給した時または 65 歳に達した時、その者によって生計を維持していた 65 歳未満の配偶者（収入が 850 万円（所得金額 655 万 5 千円）未満かつ、年金を受給していないこと）や 18 歳に達した日の属する年度末までの間にある子または 20 歳未満の障害状態が 1 ～ 2 級にある子がいるときに加算されるものです。

※ 加給年金の対象となる配偶者が、障害給付または加入期間 20 年以上の老齢給付の受給権がある場合は、加給年金の支給が停止されます。

☞ 昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれの配偶者が 65 歳で受けることとなる老齢基礎年金に、一定の要件により「振替加算」が加算されます。（詳細は、ねんきんダイヤル等にお問い合わせください。）

☞ 令和元年 10 月より「年金生活者支援給付金」という制度が開始されました。

当該給付金については、日本年金機構が審査決定や支給事務を行います。支給には「前年の年金収入額とその他の所得額の合計が 878,900 円以下であること」等の複数の要件がありますので、ご自身が支給対象になるか否かは、ねんきんダイヤル等にお問い合わせください。

（前年の年金収入額に障害年金、遺族年金等の非課税収入は含まれません。）

イ 特別支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金は本来 65 歳から支給されるものです。しかし、一定の要件を満たせば、65 歳未満でも「特別支給の老齢厚生年金」を受けることができます。なお、一般厚年
被保険者（民間会社等の厚生年金）の女性の支給開始年齢とは異なります。

・支給要件

- a 支給開始年齢（表 1）以上であること
- b 厚生年金被保険者期間が 1 年以上であること
- c 受給資格期間が 10 年以上であること（P21 ※ 1 参照）

表 1

生年月日	特別支給	65 歳～ 本来支給
昭和 32 年 4 月 2 日 ～ 昭和 34 年 4 月 1 日	特別支給の老齢厚生年金の場合は、経過 的職域加算額（旧 3 階部分）とに分かれて 2 つ支給されます。 63 歳 ↓ 経過的職域加算額（旧 3 階部分） 老齢厚生年金 老齢基礎年金（国民年金） 特別支給の老齢厚生年金 ↑ 64 歳 経過的職域加算額（旧 3 階部分） 老齢厚生年金 老齢基礎年金（国民年金） 特別支給の老齢厚生年金 ↑ 65 歳 経過的職域加算額（旧 3 階部分） 老齢厚生年金 老齢基礎年金（国民年金）	加給年金（配偶者等によって加算される年金） 年金払い退職給付
		加給年金（配偶者等によって加算される年金） 年金払い退職給付
		加給年金（配偶者等によって加算される年金） 年金払い退職給付
		加給年金（配偶者等によって加算される年金） 年金払い退職給付
昭和 34 年 4 月 2 日 ～ 昭和 36 年 4 月 1 日		加給年金（配偶者等によって加算される年金） 年金払い退職給付
昭和 36 年 4 月 2 日 ～		加給年金（配偶者等によって加算される年金） 年金払い退職給付

■ は、共済組合から支給され、□ は、日本年金機構から支給されます。

■ は、新 3 階部分になり、施行日以降に加入した期間を共済組合から支給します。

☞ 加給年金（配偶者等によって加算される年金）については P21 をご覧ください。

☞ 昭和 29 年 10 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金の支給が決定すると「特別支給の老齢厚生年金」と「退職共済年金（経過的職域加算額）」の 2 種類の年金証書が届きます。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の特例

特別支給の老齢厚生年金には障害者特例と長期加入者の特例という制度があります。退職している方がそれぞれの支給要件に該当した場合は、特例請求することができます。

この特例は、昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの人が対象となります。

（ア）障害者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が下記の要件を満たしたときに請求できます。

・障害者特例の支給要件

- a 被保険者でないこと
- b 障害等級 1 級から 3 級までの障害状態にあり、特例の請求を行うこと

☞ 組合員である間に初診日のある傷病に限りません。

・障害者特例の請求方法

障害者特例を請求する場合、以下の2つのパターン（Ⅰ～Ⅱ）があります。

Ⅰ すでに障害厚生（共済）年金の受給権をお持ちの方

⇒ 共済組合本部から「老齢厚生年金障害者特例・繰上げ調整額請求書」を送付いたしますので、特別支給の老齢厚生年金請求書類と併せて提出してください。

Ⅱ 公立学校共済組合で障害程度の認定を受けていない方

⇒ 障害者特例が請求できるかを事前に確認する必要がありますので、和歌山支部に相談してください。

傷病名や初診日等を確認させていただいたうえで、今後の手続について案内します。

（イ）長期加入者の特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が下記の要件を満たしたときに発生します。

・長期加入者の特例の支給要件

- a 被保険者でないこと
- b 組合員期間が44年以上あること

・長期加入者の特例の請求方法

特別支給の老齢厚生年金請求書の提出のみでほかの手続は不要です。

（ウ）特別支給の老齢厚生年金の特例の年金額

特別支給の老齢厚生年金と同時に老齢基礎年金部分（公務員期間分のみ）及び、加給年金（対象者がいる場合）が受給できます。（図2参照）

なお、支給開始年齢につきましては、P22の表1でご確認ください。

図2
60歳

60歳		65歳	
年金払い退職給付	加給年金	加給年金	（配偶者等によって加算される年金）
		有期退職年金	
		終身退職年金	
経過職域加算額（旧3階部分）			
特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金	
老齢基礎年金部分 （公務員期間のみ）		老齢基礎年金（国民年金）	

■は、特別支給の老齢厚生年金の特例に該当する部分です。

■は、共済から支給され、□は日本年金機構から支給されます。

■は、新3階部分になり、施行日以降に加入した期間分を、共済組合から支給されます。

☞加給年金（配偶者等によって加算される年金）についてはP21をご覧ください。

(2) 老齢厚生年金の繰上げ支給

年金受給要件を満たした方が、60歳に達した以降、希望すれば年金を繰り上げて請求することができます。ただし、一度請求すると繰上げを取り消すことはできませんので、十分にご検討ください。

なお繰上げ請求については、以下の留意事項があります。

☞ 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。（全ての年金が減額支給となります。）

☞ 年金払い退職給付についても、別途繰り上げて受給できます。

・留意事項

- 年金額は繰り上げた月数1ヵ月あたり0.4%（注1）が減額され、減額は生涯続きます。
- 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。（全て減額支給となります。）
- 平成27年9月までの組合員期間に係る経過的職域加算額も同時に繰上げ請求する必要があります。（計算方法は下記の計算式と同じです。）老齢厚生年金の繰上げ支給の請求書によって、併せて請求することとなります。
- 在職中でも請求できますが、一部または全額支給停止されます。
- 雇用保険の給付を受ける場合は、年金の全部または一部が支給停止されます。
- この制度を利用すると、事後重症（P27参照）による障害厚生（共済）年金などの請求はできません。

<計算式>

繰上げ請求後の老齢厚生年金受給額

$$= \text{老齢厚生年金額} \times (1 - 4 / 1000 (\text{注2}) \times \text{繰上げする月数})$$

繰上げ請求後の老齢基礎年金受給額 （※最大24%減額）

$$= \text{老齢基礎年金額} \times (1 - 4 / 1000 (\text{注2}) \times \text{繰上げする月数})$$

例 昭和37年6月11日生まれの方が、62歳からの繰上げ支給を希望した場合

受給開始年齢 65歳

老齢厚生年金 約150万円

老齢基礎年金（国民年金）約70万円

65

老齢厚生年金	←150万
老齢基礎年金(国民年金)	←70万



62歳からの繰上げ支給を希望した場合

老齢厚生年金 約128万円

老齢基礎年金（国民年金）約59万円

62

65

老齢厚生年金	←128万
老齢厚生年金	←128万
老齢基礎年金(国民年金)	←59万

（注1）昭和37年4月1日以前生まれの者は0.5%

（注2）昭和37年4月1日以前生まれの者は5/1000

(3) 老齢厚生年金の繰下げ支給

「老齢厚生年金」は65歳から受給することができます。ただし、本人の希望により、65歳に達したときには請求せず、66歳以降に繰下げを申し出ることにより、その翌月分から繰り下げた期間に応じて加算した年金を受け取ることができます。

 特別支給の老齢厚生年金には、繰下げ支給の制度はありません。

・繰下げ加算額

原則、65歳時点の老齢厚生年金額を基準として、繰り下げた月数1カ月あたり0.7%の増額率を乗じて計算します。

65歳から繰下げ申出をするまでの待機中は年金の支給はありません。また、加給年金額は繰下げ待機中には受給することができず、繰下げ加算額の計算の対象にもなりません。

 在職中（公務員、会社員等）での年金の支給停止（在職停止）される部分については、増額の対象外となります。

・次に該当する方は、繰下げの申出を行うことができません

- a 66歳到達前に遺族や障害の年金（障害基礎年金を除く。）の受給権を有している方
- b 他の公的年金制度による、65歳から支給の老齢厚生（退職共済）年金を既に受給している方
- c 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金を繰り上げて受給している方

・留意事項

- a 他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。
- b 平成27年9月までの組合員期間に係る「経過的職域加算額」も老齢厚生年金と同様の条件で繰下げ申出を行うこととなります。
- c 老齢厚生年金と老齢基礎年金、平成27年10月以後の組合員期間に係る年金払い退職給付は、それぞれ別の希望月で請求（繰下げ申出）することができます。
- d 繰下げ支給の老齢厚生年金は、最大120月（注3）まで繰下げ待機することができます。75歳（注4）到達日以後に受給の申出をした場合、請求時期に関わらず、75歳（注4）到達時点での増額率になり、75歳（注4）まで遡って年金が決定支給されることとなります。なお、80歳（注5）到達後に受給の申し出をした場合、時効により年金が支払われない部分が発生します。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{本来支給の老齢厚生年金額} \times (1 + 7 / 1000 \times \text{繰下げる月数}) \\ = & \text{繰下げ請求後の老齢厚生年金受給額} \end{aligned}$$

（注3）昭和27年4月1日以前生まれの者は60月

（注4）昭和27年4月1日以前生まれの者は70歳

（注5）昭和27年4月1日以前生まれの者は75歳

老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求手続

年金受給を希望する場合、年金受給希望対象月の前月に請求書を提出しなければなりません。（請求書の受理日の翌月から年金が支給されます。）

どの実施機関（日本年金機構、共済組合等）でも手続ができますので、受給を開始したい月の1ヵ月前にご希望の窓口にお問い合わせください。ただし退職後6ヵ月以内に請求を希望の場合のみ、公立学校共済組合和歌山支部へご連絡下さい。

※ 繰上げ請求の場合は、全ての年金が減額となります。（P24 参照）

3 障害給付

(1) 障害厚生（共済）年金

組合員が在職中の病気やけがで、障害の状態になったときは、年齢に関係なく、年金または障害手当金（一時金）が支給されます。障害厚生（共済）年金の年金額は、公務等による傷病（公務または通勤による傷病）と公務等によらない傷病では異なります。

なお、請求方法は障害認定日請求と事後重症請求の2つがあります。

また、障害厚生（共済）年金は在職中も、厚生年金部分のみ支給されます。

・支給要件

- a 厚生年金被保険者期間に初診日（※1）があること
（原則として、初診日が属する実施機関において決定）
- b 保険料納付要件を満たしていること
- c 障害認定日（※2）または、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること

※1 初診日：病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

※2 障害認定日：原則として初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日をいいます。

ただし、初診日から1年6ヵ月以内に下記の状態になった場合は障害認定日が異なります。

特例症例

- ・ 上肢、下肢を離断又は切断したもの
- ・ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの
- ・ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着したもの
- ・ 心臓再同期医療機器、除細動器機能付き心臓再同期医療機器を装着したもの
- ・ 人工肛門、又は尿路変更術を施したもの
- ・ 遷延性植物状態であるもの
- ・ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換したもの
- ・ 人工透析療法を施したもの
- ・ 喉頭全摘出手術を施したもの
- ・ 新膀胱造設術を施したもの
- ・ 在宅酸素療法を行っているもの
- ・ 脳血管疾患による機能障害のもの
- ・ 人工骨頭又は人工関節を挿入置換したもの

☞ 障害等級は、市町村が発行する障害者手帳の等級とは異なります。（障害程度の認定請求をしていただき、本部の専門医が決定します。）

☞ 障害等級1・2級に認定された場合、障害厚生年金と同時に障害基礎年金を受給することになります。

・障害認定日請求

障害認定日まで遡って年金を受給することができます。認定日から年金請求日までの期間が1年未満の場合は認定日時点の診断書が1枚、1年以上の場合は認定日時点と現況の診断書の2枚が必要であり、認定日時点の症状で審査します。

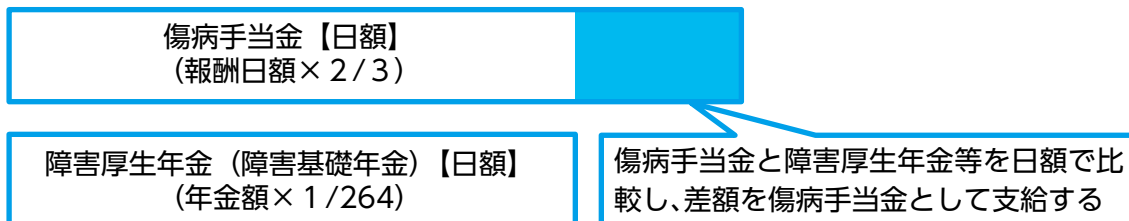
・事後重症請求

事後重症請求の場合、請求書を和歌山支部で受け付けた翌月分から受給でき、現況の診断書で審査します。

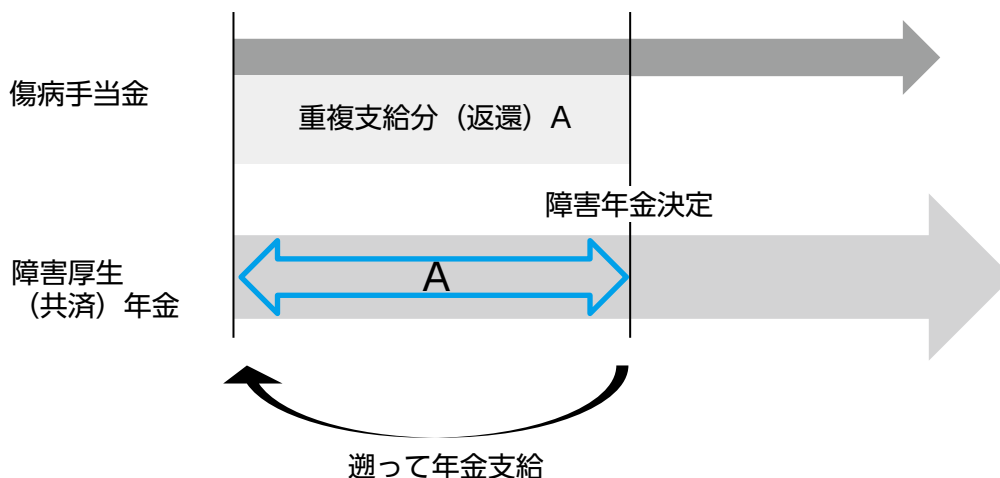
また、在職中に初診日があり、かつ障害認定日（初診日から1年6月経過した日またはそれ以前に症状が固定した日）に1～3級に該当しなかったが、その後症状が悪化した場合65歳に達する日の前日までに、初診日時点で加入していた実施機関（ただし、初診日が共済組合の組合員期間にある場合は、最後に加入した共済組合）へお問い合わせください。

・障害厚生（共済）年金と短期給付の傷病手当金（P 15）との調整

同一の傷病について障害厚生（共済）年金（障害基礎年金）の支給を受けることができる場合、障害厚生（共済）年金と傷病手当金の調整が必須となります。



- ☞ 傷病手当金を受給している組合員で、後に障害厚生（共済）年金等が決定された場合、支給が重複している期間が発生しますので、その期間の障害年金相当金額を返還してもらうこととなります。



(2) 障害手当金（一時金）

・支給要件

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害程度にあるものに支給されます。ただし、下記のいずれかに該当する場合は支給されません。

- 障害基礎年金の受給に必要な保険料納付要件を満たしていないとき
- 厚生年金保険の年金給付の受給権があること（障害等級3級以上に該当しなくなつて3年を経過した人を除く）
- 国民年金の給付または共済組合等の年金給付の受給権があるとき
- 同じ傷病・けがで地方公務員災害基金（労災保険）による障害補償給付、労働基準法による障害補償、船員保険法による障害給付などを受けられる者

4 遺族給付

(1) 遺族厚生年金

組合員または組合員であった者の死亡後、遺族に支給される年金です。

障害厚生年金同様公務等による死亡と公務等によらない死亡では年金額は異なります。

・支給要件

a 次のいずれかの要件に該当するときに、その遺族に支給されます。

- ① 厚生年金被保険者が死亡したとき
- ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
- ③ 障害等級の1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給権者が死亡したとき
- ④ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生（退職共済）年金の受給権者または受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき

b 遺族として受給すべき該当者がいること

組合員又は、組合員であった者の死亡当時、その者により生計を維持されていた者のうち恒常的な収入が850万円（所得金額655万5千円）未満（5年以内に定年退職により850万円未満となることが明らかな者を含む。）に該当する下記（第一～第四順位）の者になります。

第一順位 配偶者^{※1} 及び子^{※2}

第二順位 父母^{※1}

第三順位 孫^{※2}

第四順位 祖父母^{※1}

※1 遺族厚生年金は、55歳以上の者が対象になります。（妻は年齢条件なし）

※2 18歳に達した日の属する年度末までの間にある者または20歳未満で障害等級1～2級の状態にある者が対象になります。

・注意事項

遺族に該当する者が、夫・父母・祖父母の場合、遺族厚生（共済）年金は60歳まで支給停止になります。ただし、遺族基礎年金を受給する夫については、遺族厚生（共済）年金も支給されます。

遺族基礎年金は、残された子または子のいる配偶者に支給される年金です。

なお、遺族に該当する者が30歳未満の妻の場合、夫の死亡当時に遺族基礎年金の受給権がないときは、遺族厚生年金は5年を経過すると打ち切られます。

(2) 遺族厚生（共済）年金の転給制度の廃止

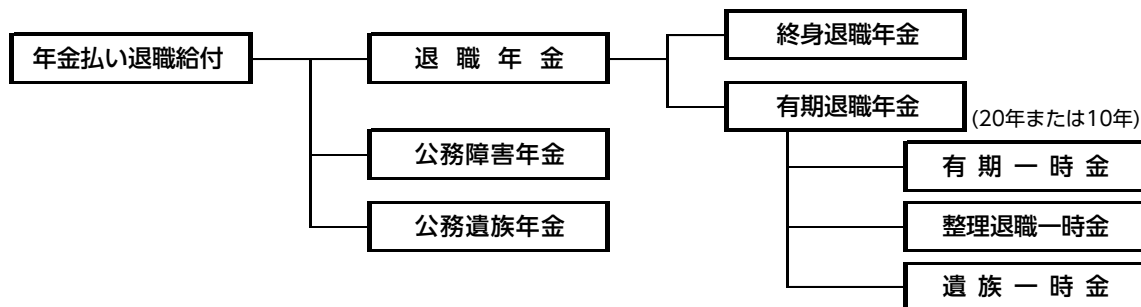
平成27年10月1日以後に死亡した者の遺族厚生年金については、同順位の遺族がいない限りは消滅します。

5 年金払い退職給付（退職等年金給付）

施行日以降、共済年金の職域年金部分が廃止され、新たな3階部分として年金払い退職給付が創設されました。

年金払い退職給付は、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3つの給付があります。

保険料は標準報酬月額及び標準期末手当等の額をもとに算定され、労使折半となります。



(1) 退職年金

65歳から受給できる給付で、積立てた給付算定基礎額をそれぞれ1/2（組合員期間が10年未満のときはそれぞれ1/4）にし、有期退職年金と終身退職年金として、受給します。

(P31 図3 参照)

・支給要件

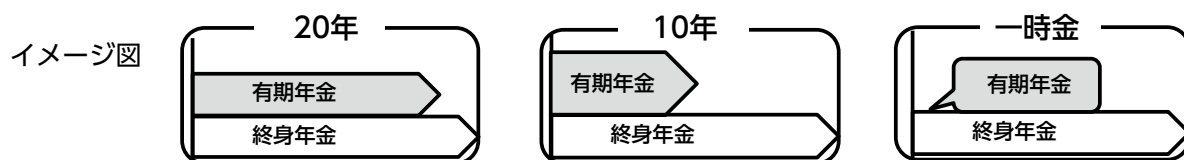
- a 1年以上の引き続く組合員期間があること（平成27年10月以前の組合員期間含む。）
- b 65歳に達していること
- c 退職していること

ア 終身退職年金

終身にわたり受給できる年金です。

イ 有期退職年金

請求の際に、20年、10年もしくは一時金（有期一時金）のいずれかの支給期間を選択し、受給します。

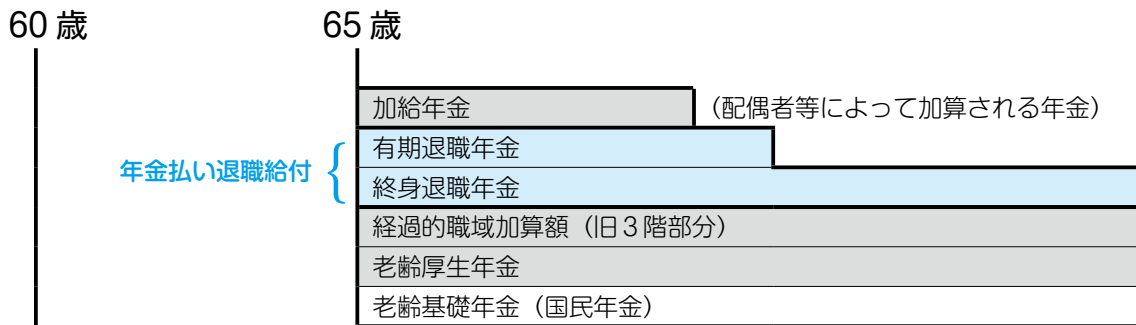


☞ 一時金（有期一時金）を選択する場合、退職手当等とみなす一時金として退職所得の課税対象となりますので、退職した年の所得として退職手当等の額と合算して税額を計算しなします。「退職所得の受給に関する申告書」「退職所得の源泉徴収票」が併せて必要となります。

☞ 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分又は、これに相当する処分を受けて退職した場合、当座の生活を保障するため、有期年金部分を整理退職一時金として支給します。

☞ 本人（組合員期間1年以上を有する者）死亡の場合は、有期退職年金の残余部分を遺族に遺族一時金として支給します。

図 3



ウ 退職年金の支給の繰上げ

退職年金の受給要件を満たし、60 歳以上 65 歳未満であれば、繰上げて請求することができます。ただし、給付算定基礎額は繰上げの請求をした日までとなります。

エ 退職年金の支給の繰下げ

退職年金の受給権者である者が、請求をしていない場合に、受給権を取得した日から 10 年までの間であれば、繰下げて請求することができます。この場合の、給付算定基礎額は繰下げの申出をした日までとなります。

☞ 退職年金の繰上げ又は繰下げの申出は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

オ 受給権者が死亡したとき

終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族（P29 参照）に一時金として支給されます。

(2) 公務障害年金

・支給要件 次の全てを満たすことが必要です。

- a 公務による傷病により障害状態となったこと
- b 公務による傷病の初診日において組合員であること
- c 障害認定日において、その公務による傷病により、障害等級 1 級から 3 級に該当する障害状態であること

・留意事項

- a 全額終身年金として支給されます。
- b 組合員である間は、全額支給停止されます。
- c 障害の程度が変わった場合は、年金額が改定されます。
- d 現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。

(3) 公務遺族年金 次のいずれかに該当したときに、その遺族に支給されます。

- a 組合員が公務による傷病により死亡したとき
- b 退職後、組合員であった者が、組合員期間中に初診日がある公務による傷病により初診日から 5 年以内に死亡したとき
- c 障害等級 1 級または 2 級の公務障害年金の受給権者が、その原因となった公務による傷病により死亡したとき

6 年金の支給

年金支給の対象となる月は、受給権発生日の翌月分からとなります。

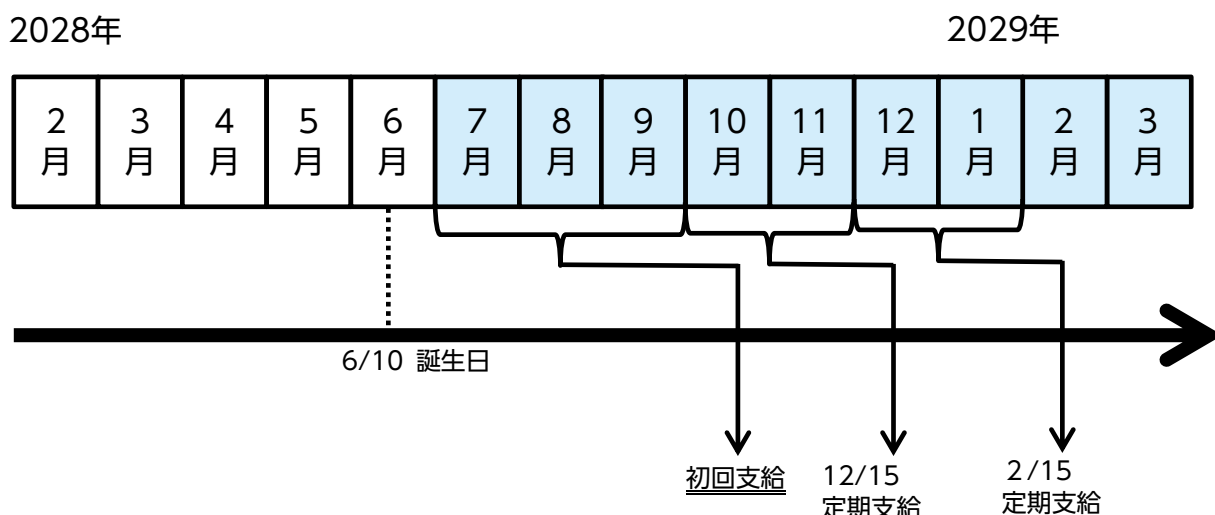
2月、4月、6月、8月、10月そして12月の支給期月の15日に、その支給期月の前月までの2ヵ月分の年金を受給します。

15日が土曜日であれば、14日に支給されます。15日が日曜日であれば13日に支給されます。

ただし、初回支給日は年金決定後（請求書を提出した約3～4ヵ月後）の支給となりますので、必ずしも、定期支給日に支給されるとは限りません。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
受給分	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

たとえば、昭和37年（1962年）6月10日生まれの方であれば、令和9年（2027年）7月分から老齢厚生年金を受給することになります。



被用者年金一元化により、他の公的年金機関と情報交換を行いますので、本部で受付した日から年金決定まで、3～4ヵ月ほど時間を要します。

なお、初回は決定した時点で支給しますので、偶数月の15日支給とは限りません。

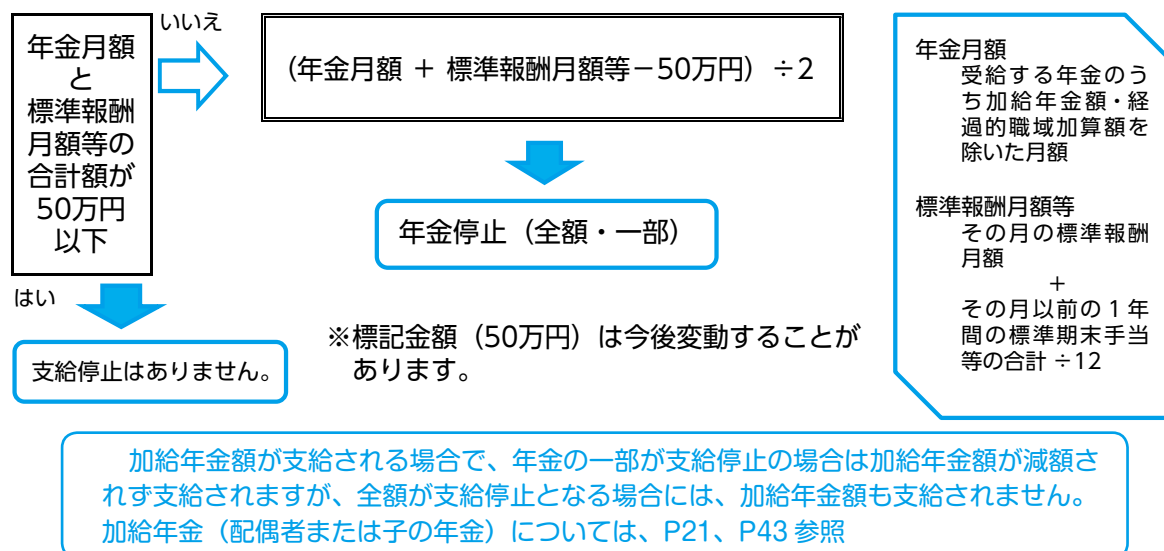
7 年金額の支給調整

(1) 年金受給者が在職中（公務員、会社員等）の場合の支給停止

以下の算式により、在職中の年金の全額、一部が支給停止となります。

2つ以上の種別の厚生年金を受けている場合は、年金額を合算して支給停止額を計算します。

ただし、老齢基礎年金の調整は行われません。



- ☞ 被用者年金制度に加入していない場合は、年金額の調整は行われません。
- ☞ 年金月額のうち、経過的職域加算額（旧3階）は、再就職（私学共済、一般企業等）のときは支給されますが、再任用等で国・地共済の年金制度に加入したときは、全額支給停止となります。
- ☞ P34 年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算を参照してください。

(2) 雇用保険の給付を受ける方の調整

65歳未満の年金受給者の方が雇用保険の給付を受けることになったときで、以下に該当する場合は年金の支給が停止されます。

・対象となる年金

○特別支給の老齢厚生（退職共済）年金 ○繰上げ支給の老齢厚生（退職共済）年金

・雇用保険の給付の種類・調整

ア 失業給付の基本手当

離職後に公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みを行い、基本手当を受けるとなると、対象となる方の年金は、求職申込みをした日の属する月の翌月から受給が終了した月まで全額支給停止されます。

公共職業安定所に求職の申込みをする前に、基本手当の額を確認し、年金額と比較したうえで、どちらを受給するか選択するようお勧めします。

イ 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金）

再就職したことにより、高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職中の支給停止に加えて、一部支給停止されます。

- ☞ 高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者で、原則として60歳以降の賃金（給与等）が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます。（詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。）
- ☞ 失業給付等を受給するようになった場合は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当（消滅）届書」を共済組合本部へ提出してください。（用紙は、年金請求書とともに送付されます。また公立学校共済組合本部ホームページにも掲載されています。）

8 年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算

年金受給者の在職停止（年金停止額）

P33記載のとおり再就職した場合、年金の全額または一部が支給停止となりますので、下表チャートをご活用ください。

☆年金月額・標準報酬月額等を計算してください☆

年金月額（受給している年金額を記入してください）

● 共済組合から支給の年金

経過的職域加算額（退職共済年金）

① ② ③

④

単独

② ÷ 12

年金月額

2つ以上の厚生年金を受給している場合⑤

● その他（日本年金機構等支給年金）

⑤

合算

(② + ③) ÷ 12

標準報酬月額等（再就職先の報酬月額等を記入してください）

● 毎月の給料（賃金）に係る標準報酬月額 ● 過去一年間の期末手当（賞与）に係る標準期末手当等（賞与）の額

⑥ ⑦ ⑧ ⑨

夏季 冬季

(⑦ + ⑧) ÷ 12 =

⑩

⑥ + ⑨

☆再就職先の年金制度に応じて停止額を計算してください☆

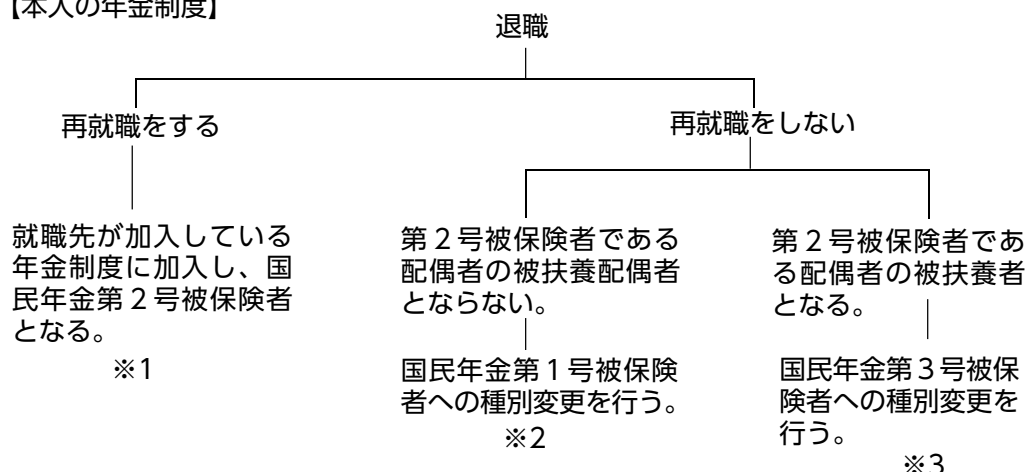
再就職先の年金制度		年金停止額（年額）
A	一般（民間等）・私学共済厚生年金加入	$(\text{年金月額} + \text{標準報酬月額等} - 50 \text{ 万円}) \div 2 \times 12$ $(\text{④ or ⑤} + \text{⑩} - 50 \text{ 万円}) \div 2 \times 12$
B	国・地共済（再任用等）厚生年金加入	$\{(\text{年金月額} + \text{標準報酬月額等} - 50 \text{ 万円}) \div 2 \times 12\} + \text{経過的職域加算額}$ $\{(\text{④ or ⑤} + \text{⑩} - 50 \text{ 万円}) \div 2 \times 12\} + \text{①}$
C	年金制度加入しない（非常勤講師等）	調整なし

9 退職後の年金制度への加入

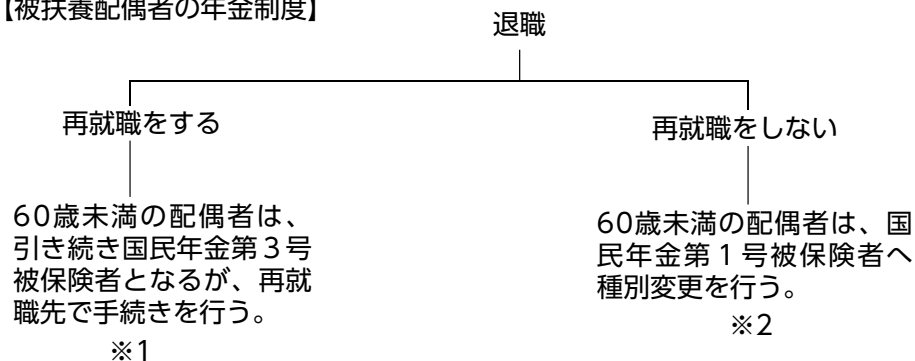
- ① 国民年金は、20 歳から 60 歳 までは強制加入となっています。60 歳未満で組合員本人が退職したときは、国民年金の加入手続をしなければなりません。
- ② 配偶者が被扶養配偶者として国民年金の第 3 号被保険者(20 歳～60 歳未満)となっていたときは、組合員本人が退職することによって第 3 号被保険者の資格を喪失しますので種別変更の届出が必要となります。

☞ 任意継続組合員になっても、共済組合の短期（医療）部分しか当てはまらず、長期（年金）部分はどこにも加入していないので、国民年金等に参加してください。

【本人の年金制度】



【被扶養配偶者の年金制度】



※ 1 再就職先で手続が必要です。

※ 2 お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口、もしくは最寄りの日本年金機構の年金事務所（裏表紙参照）で手続が必要です。

※ 3 配偶者の就職先で手続が必要です。

国民年金（基礎年金）の被保険者の種別

種別	対象者	保険料の納付方法
第 1 号被保険者	国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、学生などで、第 2 号および第 3 号に該当しない人	保険料は、本人が納付します。
第 2 号被保険者	厚生年金保険の被保険者（65 歳以上で老齢年金を受ける人を除く。）	保険料は、加入している共済組合等（実施機関）が一括して拠出します。
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人	保険料は、第 2 被保険者が加入する共済組合等（実施機関）が一括して拠出します。

☞ 第 2 号被保険者とは、65 歳未満の組合員または 65 歳以上 70 歳未満で老齢基礎年金の受給資格期間 10 年以上を満たしていない組合員。なお、組合員（65 歳以上 70 歳未満）で老齢基礎年金の受給資格期間 10 年以上を満たしている場合は国民年金第 2 号に該当しないため、被扶養配偶者は、60 歳未満であっても第 3 号被保険者に該当せず第 1 号被保険者となる。

10 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」という。）をした場合、婚姻期間中の給料（標準報酬月額）および期末手当等（標準期末手当等）の額（以下「標準報酬総額」という。）を当事者間で分割することができます。

原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内に請求を行う必要があります。

なお、平成19年4月1日以降に成立した離婚等に限られます。

退職後の年金分割手続については、共済組合本部へお問い合わせください。

(1) 合意分割

当事者は、協議などにより按分割合（婚姻期間中の標準報酬総額の夫婦合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいう。）について合意したうえで、年金分割の請求（標準報酬改定請求）を行います。

(2) 第3号被保険者期間の分割

平成20年4月1日以降の国民年金の第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても相手方の標準報酬総額を2分の1に分割することができます。

施行日以後は、婚姻期間中に2以上の年金制度期間があった場合、請求書を受付けた実施機関が、該当する全ての実施機関に書類を回付し同時に分割することとなります。そのため請求書を実施機関ごとに提出する必要はなくなります。

なお、情報提供においても、他の実施機関の期間における対象期間標準報酬総額を合算して通知します。

☞ 必要書類については、お問い合わせ時に案内します。

☞ 施行日以後に作成された公正証書等に添付されている情報通知書が施行日以後に作成されていない場合は、無効となります。

☞ 年金分割の試算は、情報提供時に 50歳以上の希望者のみ算出することができます。

11 ワンストップサービス

施行日前は、年金の請求手続や年金相談については、共済組合の期間は共済組合へ、厚生年金の期間は日本年金機構へと別々に行っていましたが、施行日後は、本人が希望する各実施機関で年金請求・届出手続の受付ができるようになりました。

ワンストップサービスの主な内容は下記のとおりです。

(1) 年金相談

年金制度・年金加入記録・各種手続に関する照会に対応します。

(2) 年金情報（ねんきん定期便）の提供

詳細については、P38「年金額等のお知らせ」を参照

(3) 年金請求の受付手続

年金請求の受付を行います。2つ以上の被保険者期間を有する場合、他の実施機関にデータ等を回付しますので、同時に請求書を受付したことになります。

ただし、年金の裁定及び支給は、それぞれの実施機関で行います。

ワンストップサービス対象とする年金種別

○老齢厚生年金

（既退職一時金受給者は、該当実施機関が受付をする。）

○遺族厚生年金

（在職死亡の場合は、加入している実施機関が受付をする。）

○離婚時の年金分割請求

 障害厚生年金については、初診日において加入している実施機関が受付することが原則となっていますので、ワンストップサービスの対象外となります。

(4) 年金受給権者の届出手続

各種届書等を各実施機関共通とし、届書等の受付をします。

ワンストップサービス対象とする届書（以下届書等は一部です。）

○年金受給権者氏名変更届 ⇒ 氏名を変更する場合

○年金受給選択申出書 ⇒ 年金受給権が複数ある場合

○年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書 等

 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書や障害給付、退職一時金に関する届書等ワンストップサービス対象外の場合もありますので、事前に各実施機関（裏表紙）にお問い合わせください。

12 年金額等のお知らせ

(1) 年金見込額

ア ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金保険に加入している組合員及び年金待機者の方に、毎年1回、誕生月の末日頃に年金加入期間や老齢年金の見込み額などに関する情報を送付しています。

☞ 組合員に送付しています。(原則、公立学校共済組合本部より送付しますが、送付時期によっては、以前の加入機関から送付されることもあります。)

☞ 年金待機者の方には、原則として日本年金機構より送付されます。

☞ 35歳、45歳、59歳の方には封書で、それ以外の年齢の方にはハガキで届きます。

< ねんきん定期便で確認できること >

- ・ 基礎年金番号 (年金等に関するお問い合わせの際に必要です。)
- ・ 年金加入期間 (年金制度に加入した時点から、ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入期間)
- ・ 50歳以上の方 老齢年金の種類と見込額 (現在の加入条件で60歳まで加入していたと仮定し、計算した1年間の受取見込額)
- ・ 50歳未満の方 これまでの加入実績に応じた年金額 (年金制度に加入した時点から、ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入実績に応じた年金見込額)

イ インターネット

『地共済年金情報 WEB サイト』(<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>)年金記録、年金見込額、保険料納付額等を上記ウェブサイトで確認することができます。(基礎年金番号等を登録後、2～3週間後にユーザID通知書が届きますので、そのIDを利用しログインしてください。)

※下記の方についてはご利用いただけません

一時金全額受給期間のみを有する方、退職共済年金・老齢厚生年金の年金受給者の方、離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

(2) 「年金払い退職給付」の積立額を確認できます

年金払い退職給付は、公務員制度の一環として平成27年10月以降に創設された新3階部分の年金制度です。

(旧3階部分である共済年金の経過的職域部分は廃止されました。)

毎年7月に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付し、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせしています。

13 年金待機者登録のの流れ

年金待機者登録とは、「組合員期間が1月以上あり、退職時に年金請求の資格を満たしていない人」が、将来の年金受給に備え、共済年金の組合員期間を年金待機者として登録することをいいます。待機者登録をするためには、「退職届書」を提出する必要があります。

各組合員の生年月日にあわせて年金受給権が発生しますので、年金の請求をスムーズに行うためにも、必ず年金待機者登録を行ってください。

- ① 所属所より「退職時提出書類送付依頼票」(HP 事務担当者専用ページ)をFAXで送信してください。

☞ 退職日を確認後に送信してください。

- ② ①の依頼を受け、和歌山支部より所属所あてに「退職届書」を送付します。

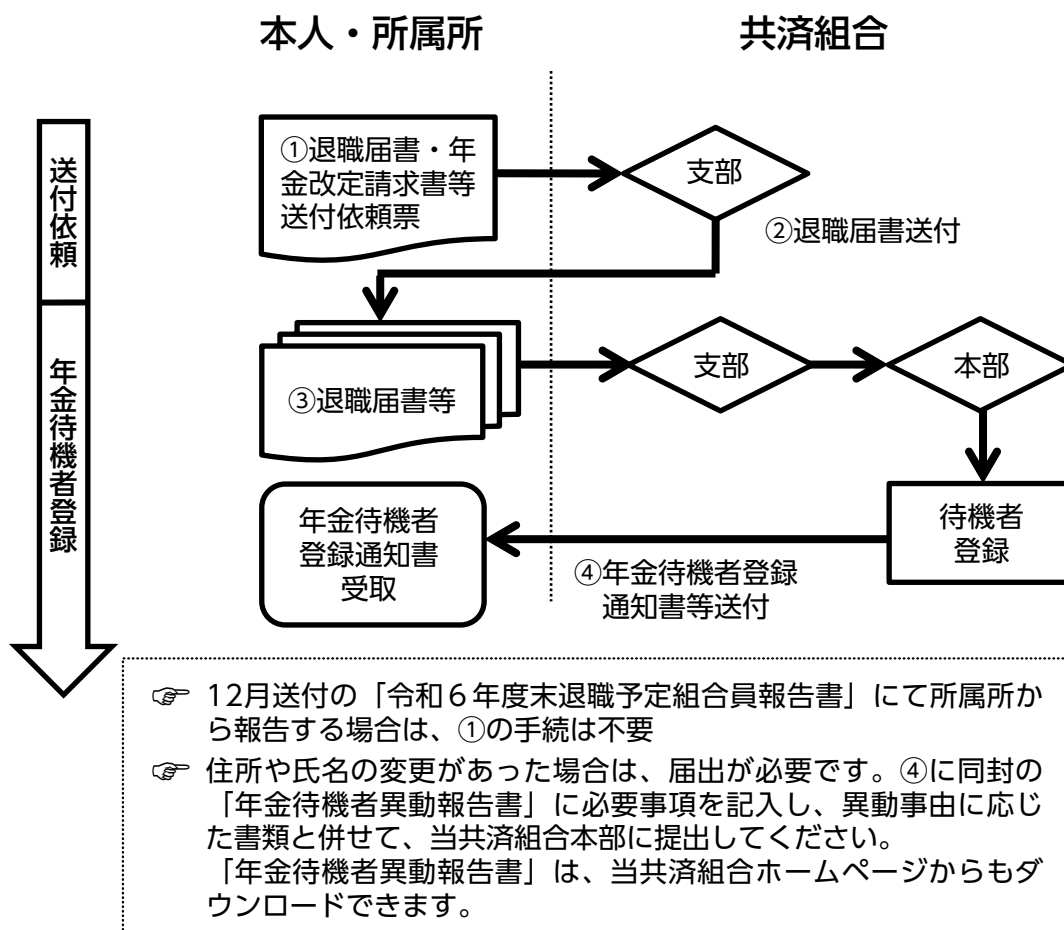
- ③ 必要事項を記入・修正の上提出してください。

☞ 「履歴等証明願」(HP 組合員専用ページ)及び「勤務記録カード(簿)写し」(A4版)も同時に提出

- ④ 「退職届書」記載の住所あてに「年金待機者登録通知書」等が送付されます。

☞ 年金待機者登録後、年金受給権が発生するおおむね2～3ヵ月前(P42参照)に原則として「退職届書」記載の住所宛に年金請求に必要な書類が送付されます。

※退職後に、再就職されて厚生年金被保険者となった場合、最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。(P 43 参照)



和歌山支部へ提出

退職届書

全員が提出

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

退職日以降の日付を記入してください。

支部	組合員番号										退職届書 (共済組合提出用)													
30	123456																							
公立学校共済組合理事長 殿															届出日 令和 ○○年△△月××日									
退職者		フリガナ コウリツ										タロウ												
氏名		公立										太郎												
氏名訂正欄																								
元号		年		月		日		旧姓		旧姓		改姓年月日		基礎年金番号										
昭・平 令		△△		03		31		改姓年月		和成		年月日		9450-123456										
所属機関名		△△小学校										教諭												
職名																								
待機者番号(前歴あり)		12345678										2501234567												
証書番号																								
退職者の住所等		郵便番号 649-XXXX										住所 和歌山県 紀の川市												
上欄住所のつづき		町名番地等 貴志川町○○1丁目7										忘れずに記入!!												
電話番号		0736-○○-○○○○										市外局番から記入してください。(携帯電話可)												
住所等訂正欄		郵便番号										住所 都・道府・県 市・都区(東京都) 町・村(指定都市)												
フリガナ																								
上欄住所のつづき		町名番地等										忘れずに記入!!												
電話番号		-										-												
退職者の配偶者		配偶者の有無 無・有										[有]の場合は記入して下さい。												
元号		年		月		日		配偶者の生年月日		昭・平 令		1201		配偶者を扶養していますか している していない										
退職届書の記載事項は、事実と相違		令和○○年△△月××日										退職日以降の日付で記入してください。												
所属機関名及び職名		△△小学校										被扶養者として認定している場合は印字されます。												
所属機関の長		氏名 校長 福利 次郎										支部受付印 本部受付印												

共済組合記入欄（任意）																									
重複期間	退年・減退 の受給権		みなし25年 の退共権		退 職 事 由		義 務 非義務		所 属 区 分		職 名		給 付 制 限		一 時 金 支 給 額										
有・無	有 ・ 無		有 ・ 無		普通・定年・勤奨・失職		義・非						有・無		種 別	一 時 金 額					受 給 日				
																		元号 年 月 日							
	退職年月日				退 職 事 由		義 務 非義務		所 属 区 分		職 名		給 付 制 限		内 部 課 昭 和										
	元号	年	月	日																					
退職②	昭・平 令				普通・定年・勤奨・失職		義・非						有・無		昭和										
退職③	昭・平 令				普通・定年・勤奨・失職		義・非						有・無		昭和										
退職④	昭・平 令				普通・定年・勤奨・失職		義・非						有・無		昭和										
退職⑤	昭・平 令				普通・定年・勤奨・失職		義・非						有・無												

審査	作成者

県教育委員会教育長 様

令和〇〇年 △月 ××日

退職日以降の日付

所 属 所 △△ 小学校

組合員証番号 1 2 3 4 5 6

職 名 教諭

氏 名 公立 太郎

生 年 月 日 昭和
平成 △△年 4月 1日

履歴等証明願

このことについて、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付の請求に必要ですので、証明をお願いします。

履歴等証明願は公立学校共済組合和歌山支部のHPからダウンロードできます。
URL (<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html>)

※市立（町立）の幼稚園・こども園・高等学校、または和歌山県立医科大学等は、
こちらの履歴等証明願の提出は不要です。

14 年金に関する手続の流れ

年金を受給するためには、年金を請求しなければなりません。年金は大きく分けて3つの事由により支給されますが、年金決定の手続の流れはそれぞれの事由により異なります。

(1) 老齢厚生年金

生年月日により支給開始年齢が異なります。(P22 表 1 参照。支給要件あり。)

ア 昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれの方

〈64 歳からの特別支給の老齢厚生年金〉

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が 64 歳到達月のおおむね 2～3 ヶ月前に最終的に加入している実施機関（国民年金除く。）より送付されますので、64 歳の誕生日以降に必ず提出してください。（特別支給の老齢厚生年金には、繰下げ支給の制度（P25 参照）はありません。）

〈65 歳到達時

「年金請求書（老齢厚生年金）」が 65 歳到達月のおおむね 3～4 ヶ月前に共済組合本部より送付されますので、65 歳から受給するか繰下げを希望するか選択の上、提出してください。

ア 昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの方

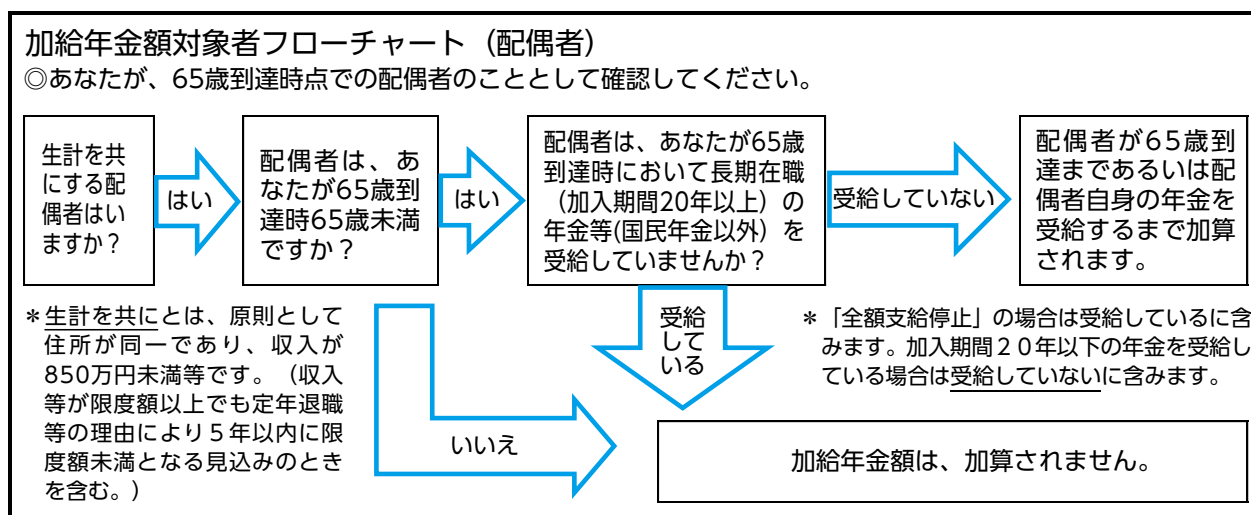
〈65 歳到達〉

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」等が 65 歳到達時のおおむね 2～3 ヶ月前に送付されます。

☞ 老齢基礎年金（国民年金）は、単一者（年金加入期間が共済組合のみの方）は共済組合にて、混在者（年金加入期間が共済組合以外にもある方）は日本年金機構にて、それぞれ 65 歳到達時に手続きを行います。

☞ 支給開始年齢になると請求書類が送付されますので、退職して初めての誕生日に必ずしも送付されるわけではありません。

☞ 在職中あるいは退職後 6 ヶ月以内に支給開始年齢に到達する方には、和歌山支部より支給開始年齢到達月に請求書類を送付します。



組合員（元組合員）からの提出書類に基づいて、和歌山支部及び共済組合本部の審査を経て年金決定が行われます。

年金決定時に以下の書類が送付されます。

- ★ 年金証書（老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）の年金証書2種類）
- ★ 年金決定通知書
- ★ 年金のあんない

☞ 年金決定通知書は、年金証書と一体になっています。

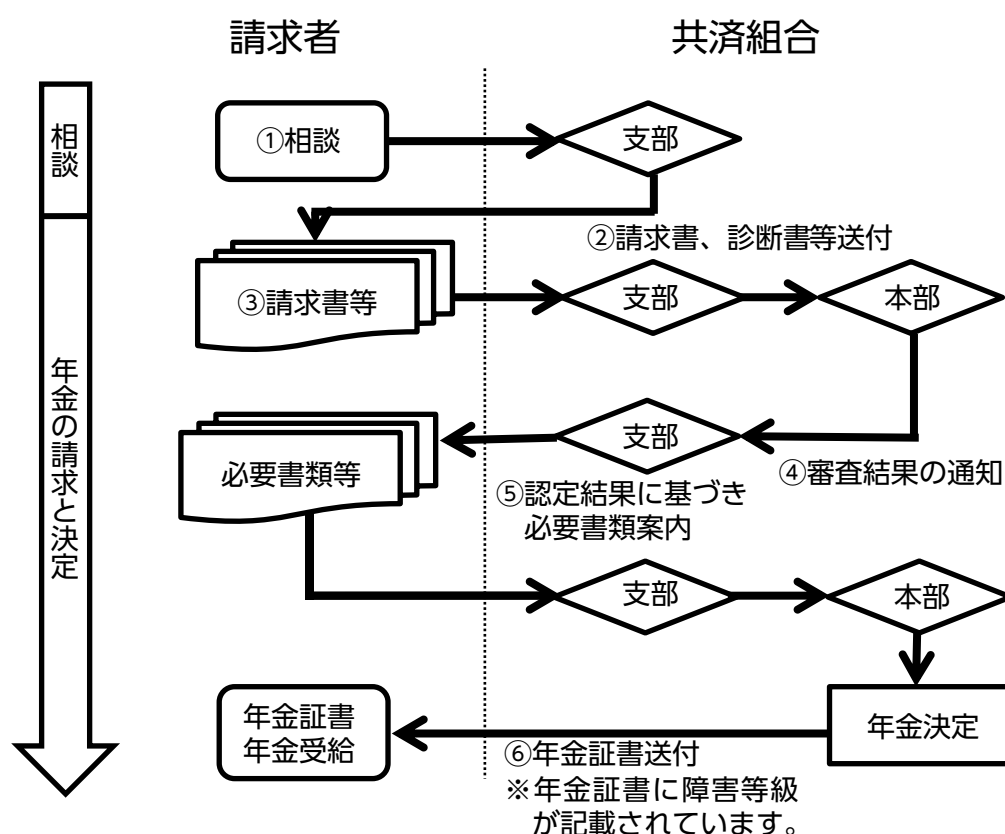
☞ 他の実施機関の厚生年金を同時に請求できる場合は、他の実施機関においても審査・決定し、請求者の方に年金証書等が送付されます。

(2) 障害厚生（共済）年金

<障害厚生年金の手続の流れ>

- ① 書類を請求する前に和歌山支部に相談してください。（初診日に注意）
- ② 和歌山支部より年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）、診断書（所定の用紙）等の書類を送付します。
- ③ 年金請求書、診断書、戸籍謄（抄）本等、必要書類を和歌山支部に提出します。
- ④ 和歌山支部から本部に書類を送付し、共済組合本部の専門医による審査後、その結果が和歌山支部に通知されます。
- ⑤ 認定結果に基づき追加の必要書類を案内します。
- ⑥ 共済組合本部にて給付が決定され、年金証書が送付されます。

📖 認定等級は、市町村が発行する障害者手帳の等級とは異なります。



(3) 遺族厚生（共済）年金

年金受給者あるいは年金待機者が死亡した場合は、死亡した方の年金証書記号番号又は基礎年金番号を確認し、いずれかの実施機関（日本年金機構、共済組合等）に連絡してください。

遺族厚生（共済）年金を受給する際には、お亡くなりになられた元組合員の年金証書が必要となりますので、必ずご家族で年金証書の保管場所を共有しておいてください。

なお、現職中の組合員が死亡した場合、支給要件に該当する遺族の有無を事前に確認し和歌山支部に連絡してください。必要書類等は請求書類送付時にご案内します。

死亡した者	連絡先
元組合員 (年金受給者あるいは年金待機者)	いずれかの実施機関 (日本年金機構、共済組合等)
現職の組合員	和歌山支部 給付班

(4) 年金払い退職給付

65 歳になる誕生日の数ヵ月前に、共済組合本部から退職年金（年金払い退職給付）決定請求書がご自宅あて送付されます。(P30 参照)

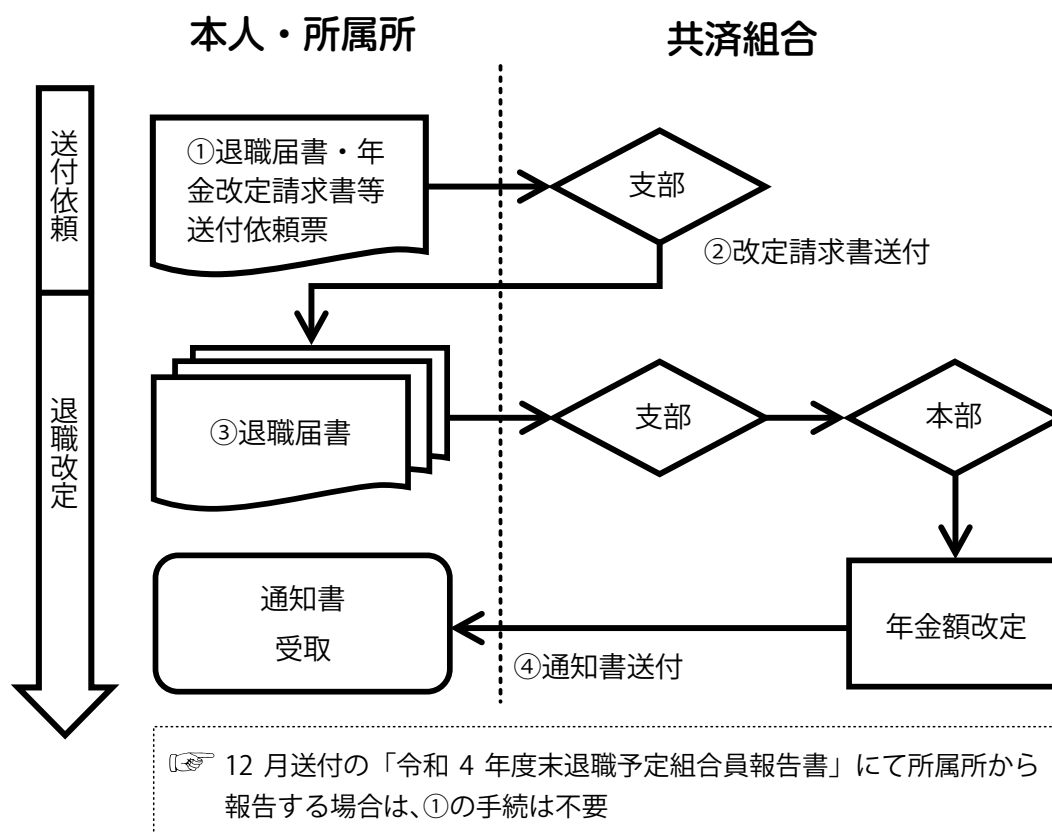
なお、提出先は公立学校共済組合本部になります。

15 年金受給者の退職時の手続の流れ（退職改定について）

年金受給者が在職中（公務員、会社員等で被用者年金制度に加入）の場合、老齢厚生年金の全額、一部が支給停止となる場合があります。国、地共済の年金制度に加入したときは、年金のうち経過的職域加算額（旧3階）は全額支給停止となります。（在職停止については P33 を参照してください。）

「退職改定」とは、既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加え、改めて年金額を再計算し、その上で年金の在職停止を解除する処理を行うものです。退職改定には、「退職届書」等の提出が必要です。

- ① 所属所より「退職届提出書類送付依頼票」（HP 事務担当者専用ページ）を FAX で送付してください。
 - ② ①の依頼を受け、和歌山支部より所属所あてに「退職届書」を送付します。
 - ③ 必要事項を記入し、提出してください。
- ☞「履歴等証明願」（HP 組合員専用ページ）及び「勤務記録カード（簿）写し」（A4 版）も同時に提出
- ④ ご本人の住所あてに本部より通知書が送付されます。
- ☞改定請求書の提出後、通知書が送付されるまで、数か月を要します。（年度末退職者の場合は 8 月頃となります。）



支部經由用)

※ 氏名のフリガナ 生年月日、年金証書記号番号、退職年月日などがあらかじめ印字されている場合は、その内容を確認してください。

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

支部經由田

請求者が雇用保険に加入している（いた）ときは、ハローワーク（公共職業安定所）から交付された「雇用保険被保険者証」または「雇用保険受給資格者証」を確認の上、雇用保険被保険者番号を記入してください。

2015年12月31日

- ①国家公務員共済組合 (公立学校共済組合を含む)
②地方公務員共済組合 (公立学校共済組合を含む)
③厚生年金保険 (船員保険・JR共済・日本たばこ共済・NTT共済・農林漁業団体職員共済組合を含む)
④国民年金 ⑤私立学校教職員共済

47

16 年金受給後に手続が必要となる場合

手続先と必要な書類について、原則として共済組合本部または和歌山支部にお問い合わせください。手続に必要な書類は、電話または郵便で請求をお願いします。

一部の書類は、共済組合本部のホームページからダウンロードできます。

お問い合わせの際には、必ず年金証書記号番号（または基礎年金番号）、氏名をお願いします。

（１）住所、氏名または金融機関の変更をするとき

□住所の変更 ⇒原則 手続不要

住所を変更したときは、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）を利用して住所が変更されますので、原則として届出は不要です。住所変更の処理は、5ヵ月程度の期間を要するので、郵便局に郵便物の転送手続を行ってください。

以下の場合、住所変更の手続が必要となりますので、共済組合本部に連絡してください。

●外国に居住している方

●成年後見を受けている方

□氏名の変更

変更後の氏名を記入して届け出てください。

届出方法 ⇒ 「年金受給権者氏名変更届」・「年金証書」を提出してください。

□公立学校共済組合支給の年金受取金融機関の変更

「年金受給権者受取機関変更届」を送付しますので、共済組合本部または和歌山支部に連絡してください。

☞ 提出時期により、次の送金日までに変更処理が間に合わない場合があります。

☞ 変更後の金融機関口座に送金が確認されるまで、変更前の金融機関口座を解約しないようにお願いします。

（２）再就職したとき（議員になったときも含む。）

□共済組合の組合員（国、地共済の年金制度に加入したとき）となったとき

届出方法⇒年金受給権者再就職届書・年金証書

□一般厚生年金被保険者となったとき（私立学校の教職員、民間会社等への勤務など）

届出方法 ⇒原則として届出は不要

□国会議員、地方議会議員となった（辞めた）とき

届出方法⇒「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」を提出してください。

☞ 議員事務局等から情報提供される場合は、届出不要です。詳細は所属の議員事務局等にお問い合わせください。

(3) 年金受給者に一身上の異動があったとき

☐ お亡くなりになったとき

老齢厚生年金または障害厚生年金等を受けている方がお亡くなりになったときは、これらの年金が受けられなくなりますので、速やかに連絡してください。

☐ 1 カ月以上所在が明らかでないとき

老齢厚生年金または障害厚生年金を受けている方の所在が1 カ月以上明らかでないときは届出が必要ですので、共済組合本部に連絡してください。

(4) 年金証書をなくしたとき

☐ 年金証書を紛失または破損したとき

「年金証書再交付申請書」を送付しますので、共済組合本部に連絡してください。様式は共済組合本部のホームページからもダウンロードすることができます。

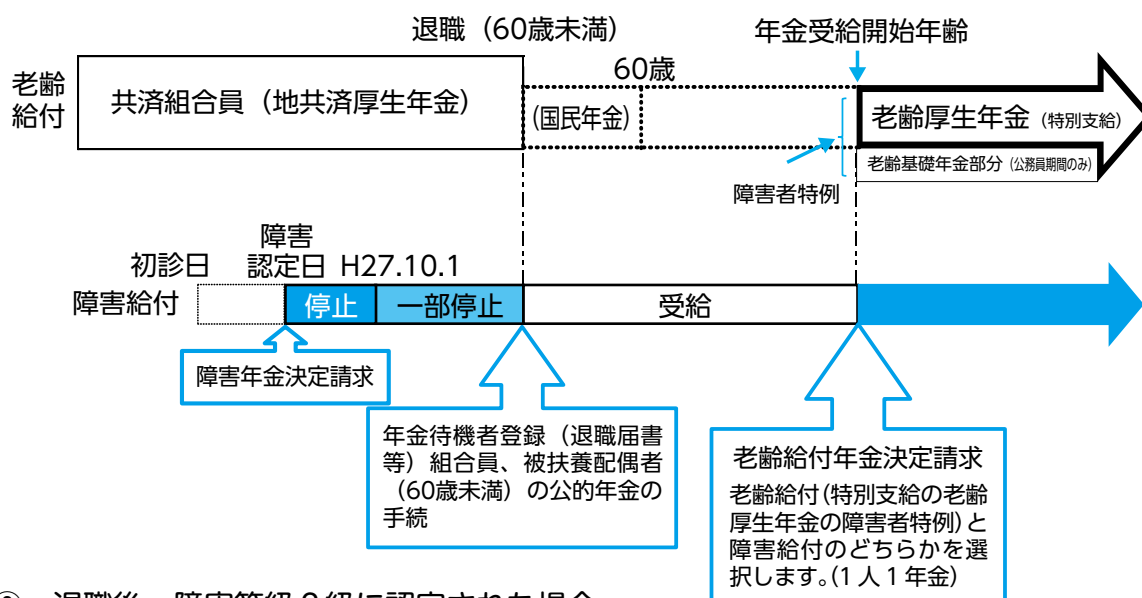
破損により再交付を申請するときは、「年金証書再交付申請書」に破損した年金証書を添付してください。

17 2つ以上の年金受給権を有する場合（年金受給の選択）の手続

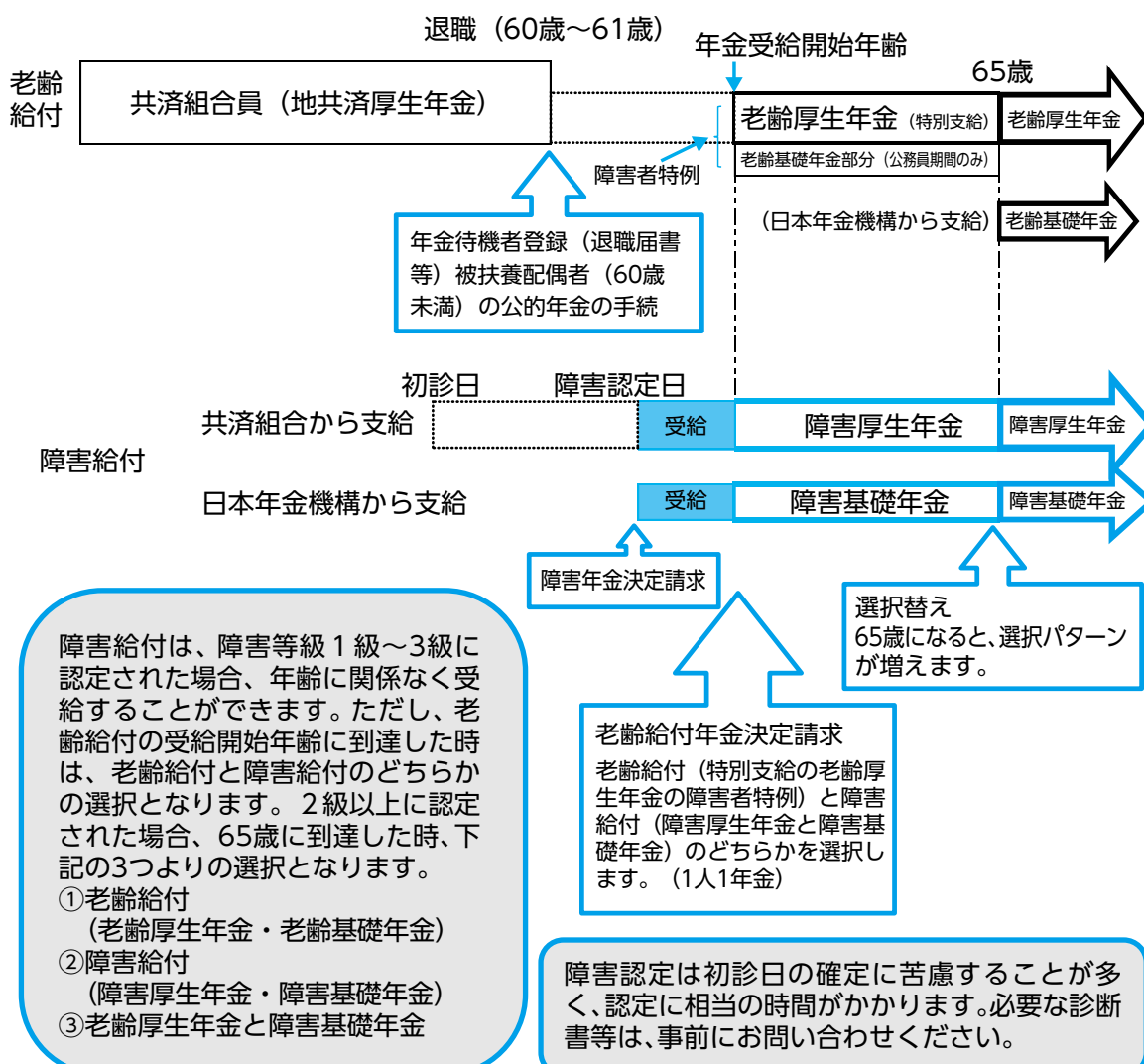
【障害給付と老齢給付の選択】

① 現職中に障害等級 3 級に認定された場合

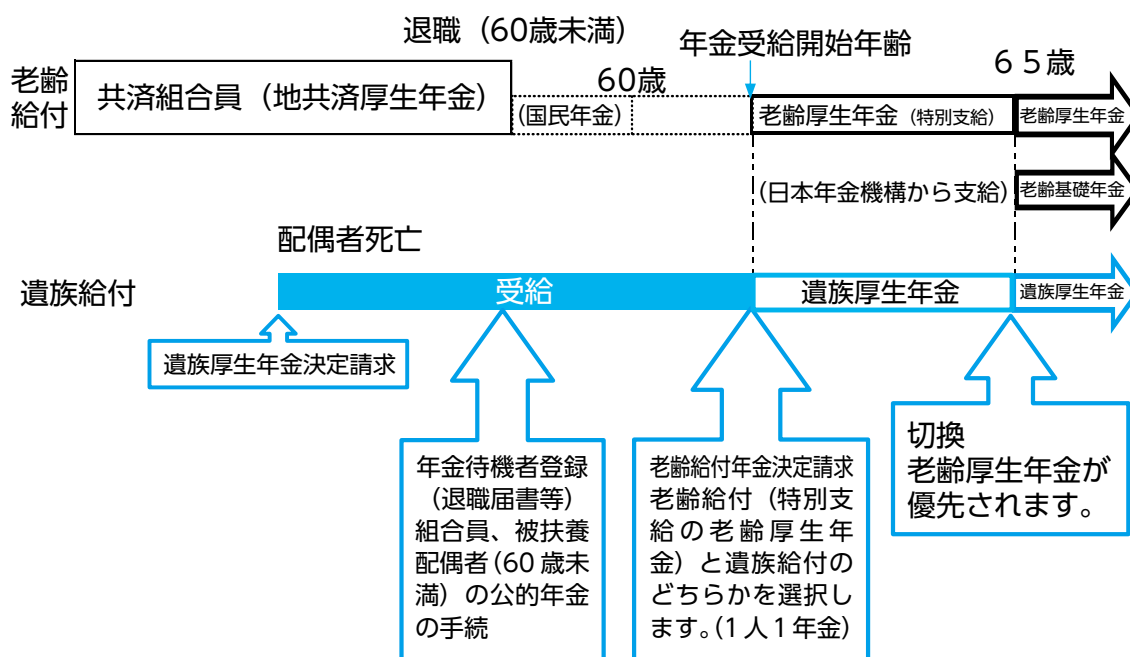
※特別支給の老齢厚生年金の特例は、昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの人が対象です。



② 退職後、障害等級 2 級に認定された場合



【遺族給付と老齢給付の選択】



65歳に到達した時、老齢厚生年金が優先されますが、遺族厚生年金の年金額が、老齢厚生年金の年金額を上回る場合は、その差額を遺族厚生年金として受給することとなります。
(老齢厚生年金・老齢基礎年金と差額分の遺族厚生年金)